

平成25年度 第3回村上市市民憲章等審議会 会議録

1. 開催日時 平成25年8月7日(水) 19:00～21:00
2. 開催場所 村上市役所 5階 第5会議室
3. 出席委員 五十嵐誠、磯部孝行、板垣 真、川内真由子、吉川準一、
鈴木いづみ、高橋健也、本間てるみ、稲垣晴一、斎藤俊則
鈴木源左衛門、圓山文堯
4. 欠席委員 船山一広、高橋衣里子
5. 出席職員 政策推進課；渡邊課長、竹内課長補佐、田中副参事、渡邊主査
(事務局)
6. 傍聴者 なし
7. 会議次第 別紙のとおり
8. 会議経過 別紙のとおり

第3回村上市市民憲章等審議会

と き 平成25年8月7日(水) 19:00～
ところ 村上市役所5階第5会議室

1. 開 会

2. 挨拶

3. 報 告

- ・起草部会からこれまでの経緯及び憲章文の内容など

4. 議 事

(1) 前文へのご意見

(2) 箇条文へのご意見

(3) 後文及び全体を通してのご意見

(4) 全体スケジュールの変更について

5. その他

6. 閉 会

会 議 経 過

1. 開会(19:00)

事務局； 本日はお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございました。それでは、はじめに会長の方からご挨拶をお願いします。

2. 挨拶

会 長； 皆さんお晩でございます。さて、今回で第3回の審議会となりました。少しスケジュールが押しているのかなと感じています。皆さんから忌憚のないご意見を得ながら会を進めていきたいと思っていますので、どうかよろしくをお願いします。

事務局； ありがとうございます。今日の出席について、高橋衣里子委員と船山一広委員は、欠席の連絡が入っております。また、板垣真委員は、少し遅れるとの連絡をいただいております。また、本日の資料に席次表をつけておりましたが、川内真由子委員が鈴木真由子委員となっておりますので、訂正をお願いします。それでは、会長の方に議事の進行をお願いしたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

3. 報告

・起草部会からこれまでの経緯及び憲章文の内容など

会 長； それでは、起草部会からいくつか案が出て、また皆さんに意見を求めたいということでありました。そこで本日の審議会となった訳ですが、起草部会の方からこれまでの会議の経緯や案の説明をお願いしたいと思います。

起草部会長； 起草部会長の稲垣です。これまで起草部会としては3回会議を行ってきました。起草部会1回目の審議をしたところ、もう少し皆さんの意見をお聞きしたいと、第2回の審議会を開いていただきました。その後、2回話をしながら検討を行いました。いつも午後7時から2時間の会議予定でしたが、毎回9時半を過ぎてしまうほど、熱心に検討を行いました。その結果、起草部会では「前文」、「箇条文」、「後文」の3部構成として提案することとして、「前文」は一つの案、「箇条文」は四つの案、「後文」については10の例を挙げさせてもらいました。

「前文」及び「箇条文」については、後ほど詳しい説明を起草部会のそれぞれの方から説明をしていただこうと思いますが、私の方からは「後文」について少し説明をさせていただきます。結論を申し上げますと、箇条文により後文のあり方が変わってくると思います。例えば、箇条文で「〇〇しましょう」としているところを、後文で「〇〇しましょう」と同じように言うのは何かおかしいと思います。後文については、箇条文とセットで考える必要があると思っています。また、起草部会では「ワクワク」、「ニコニコ」という言葉を憲章文に使いたいと思っており、今のところ後文にこの言葉を入れていますが、今後、箇条文に入れるということも検討しています。

次に、第2回審議会でも多く意見の出た「鮭」という言葉の取り扱いについてですが、起草部会でも検討をしてきましたが、結果「鮭」という言葉を取り込まないことにしました。理由としましては、「鮭」という言葉を入れると全体的なもの鮭にとらわれてしまい、憲章文がなかなか作りにくくなりました。村上市の象徴というかシンボルは「鮭」だろうという考え方が多くありましたが、商業的な部分は拭いきれない部分があります。そこで、起草部会で協議をして「鮭」を市民憲章へ盛り込まないという意見の一致をみまして、市民憲章へ「鮭」を盛り込まないことに決めました。

会 長； ありがとうございます。今ほどの起草部会長からの説明に対して皆さん何かありますか。

ないようであれば、議事に入ります。

4. 議事

(1) 前文へのご意見

会 長； 今、起草部会長から説明がありましたが、「前文」、「箇条文」、「後文」とありますので、それぞれ起草部会員から説明をいただきたいと思います。ただ、前回、起草部会に憲章文の案の作成をお願いしと言っているのです、この部分をこのようにしたらどうかというような意見は良いのですが、根本を否定するような意見は、逆戻りすることとなりますので、そうした意見ではない前向きな意見をよろしくお願いします。

それでは、起草部会から前文の説明をお願いします。

起草部会員； 前文では、冒頭の4行で村上の山、川、海を匂いなどの人の感覚でイメージできるよう工夫しました。皆さんが目を閉じて思い浮かぶ風景をイメージして作りました。また、ここに使われている言葉は、たくさんの思いが詰まったキーワードの中から選ばれた言葉を使い、コンパクトに文章を作っています。こうして、村上市の自然などから全体としての村上市が感じられるように文章を作りました。

最初の4行について詳しく説明します。画像ではなく、映像として頭の中にイメージするようなものを踏まえて聞いていただきたいと思います。「鳥たちがさえずる木々の香り」とありますが、各市町村には、シンボルとなる山々があると思います、その山に一歩足を踏み入れてみてください。鳥たちの声が聞こえてきませんか。そして、どこか懐かしい山の香りやふんわりした感触に包まれている感じがしませんか。

「清らかなせせらぎの音」ですが、皆さんが心に思い描く川があると思いますが、その川の水は、山からコンコンと湧き、広大な川へと合流します、その道のりはさまざまです。その流れに乗って沢山のものが育まれます。場所によって違う水の色、川の流れは、私たちに何か語りかけているように感じます。

次に、海についてですが、私たちの生活で海は欠かせないものです。夕日が沈む海を見たことはありますか。キラキラとしていてまるで宝石のようです。この言葉からは、夕日の色、その夕日を反射した波、また明日もがんばってい

こうかなと勇気をもらえます。

最後に米どころの風景として田んぼがあります。今時期は緑が広がり、収穫時期になると黄金色になります。その稲穂に風が吹くとどうでしょう、触り心地のよいじゅうたんが一面に広がります。風が運んでくる柔らかい感触は心を揺さぶります。

このように、旧各市町村が地球からいただいた自然の恵みに五感を刺激する言葉を使い、映像として頭の中に映るよう工夫をしながら、コンパクトに村上の自然をまとめてみました。

起草部会員； それでは、後半4行を私の方から説明をします。憲章文を考えるにあたって、「村上市はこういう市です。」と伝えようと思いました。村上市を表現しようとして皆さんから出されたキーワードを振り分けたり、カテゴリー分けをしたりしていきました。そうしたところ、海、山、川など自然に関するものが多くあり、村上に住んでいる方は、そうした自然の産物を受けてこれまで命をつないできたのだと思いました。そもそも、市民憲章の目的って何だろうと考えつつ、既存の言葉ではない新しい言葉や表現を使いたいと思い、「地球の恵み」というキーワードを入れさせてもらいました。他の自治体はどうだろうと調べたところ、「地球」という言葉や「世界」という言葉もありました。これから未来に向かうという意味からも「地球」という言葉を使いました。ただ、前文の下4行の部分だけでは村上市というものをイメージできないということから、前文の上4行を新たに加えて前文の文章としたものです。初めは、自然のことだけでありましたが、いくつかパターンをつくっていく中で、人情や歴史などを入れていこうということになり、「風景」がいいのか、「風土」がいいのかなどと考えながら文章を作っていました。後半は、未来に向けて村上市が10年、20年先にあってほしいという願いを込めてこの前文をつくりました。

会 長； ありがとうございます。今ほど起草部会から説明がありましたが、何か意見はありますか。特に、起草部会員以外の方から意見を求めます。

委 員； とても良いと思います。

委 員； 目を閉じるとイメージが湧いてきます。とても感動しました。

委 員； 補足というか今日持参した資料を配りましたが、前回の審議会の時にいくつか整理してから起草部会に送ろうかなと思っていたところ、今日になってしまいました。憲章文のスタイルについて、新潟市の市民憲章のようなフリースタイルが、読んでいて新潟というのはこんな感じだと思いました。自由な感じがするなと思いました。このような雰囲気がいいなと思いました。

村上市は移民の文化があります。藩主が変わるたびに日本各地からいろいろな人が連れてこられました。

会 長； そうすると委員のこの資料は本来起草部会に出したかった資料でしょうか。

委 員； はい。

会 長； それが今日になってしまったということですね。これから創り込みをする中で、参考とするところがあれば入れてもらいたいという解釈をしてよろしいでしょうか。

委員； はい。

(板垣委員が遅れて入室)

会長； 今、遅れて板垣委員が来られましたけれども、皆さんに前文についての意見をお聞きしていたところです。委員は何か意見はありますか。

委員； 送られてきた資料と今日の資料は同じですか。

事務局； 同じです。

委員； 相当苦勞されたのではないかと思います。

会長； 私も副市長さんが先ほど言われたとおり、とてもイメージがわいてきました。大変苦勞されたことと思います。

教育長； 私もとてもよくできていると思いました。最初の4行のうち「木々の香り」、「せせらぎの音」、「波の輝き」、「風の感触」とありますが、「感触」という言葉が前の三つと比べて雰囲氣的に引っかかるのです。少しずれた感じがしました。あと、「歴史を刻んで」というところ、「刻む」という言葉が、前の二つの言葉、「人生を育て」、「文化を生み」という言葉と合わないのではないかと思います。

委員； 先生という立場からの意見ですね。

事務局； 会長、よろしいでしょうか。

この件について、実はアドバイザーからもいろいろと意見を伺っています。事務局でも話をされていて、最初からこの話を出してしまうと意見が偏ってしまう恐れがあったため、会議のポイント、ポイントで関係するところをご説明させていただきます。

まず、今ほどの最初からの4行について、教育長さんの言うところと同じようなところではないかと思いますが、構成としては五感に訴えるような文章は非常に良いのではないかというご意見をいただきました。起草部会でも、この文章は「オッ」というところもありました。その中で、アドバイザーからは市民憲章というものは、イメージさせる、発想させることが大事だというご指摘をいただいています。前文の最初から4行であるとお、「香り」、「音」、「輝き」、「感触」と入れなくても、単語だけでイメージすることができるのではないかというのです。例えば、「清らかなせせらぎの音」は「清らかなせせらぎ」とするだけで流れの音がイメージできますし、「夕日にきらめく波の輝き」は「夕日にきらめく波」だけで音や匂い、輝く様子がイメージできるというのです。言葉の使い方によってもっと発想させることができますよというご意見をいただきました。このあたりは、起草部会で検討させていただきたいと思っています。この他にも、手厳しい意見もありますので、随時説明させていただきます。

事務局； まさしく、教育長さんが言われた部分もご指摘を受けておりました。イメージさせることを大切に言葉遣いが大事だということでした。

会長； 前文について他にご意見はありますか。

一同； ありません。

(2) 箇条文へのご意見

会長； 箇条文についてですが、よろしくお願ひします。

起草部会員； 箇条文の第1案と第2案については、私の方から説明をさせていただきます。子どもたちが唱和できるものとしてわかりやすくできる限りコンパクトなものをということを考えながら案を作りました。キーワードについても、審議会が出た言葉や思いについて、起草部会で何度も討議しながら選んだものを使っています。箇条文のスタイルについては、第3回までの起草部会で結論に達しませんでした。次の四つの案となり、このまま審議会に出そうということとなりました。

第1案では箇条文のテーマを一文字として表し、そのテーマに沿ったまちづくりをしましょうと投げかけているものです。投げかけるようなスタイルは、一般的に唱和しやすいと思います。テーマを「愛」「希望」「学び」として、この三つを基本指針としています。アンダーラインの部分は、「まち村上市」としても良いように作ってあります。長すぎないように、3行にまとめてあります。

第2案は、投げかけるように言う掛け声スタイルです。「心」、「未来」、「命」、「学び」、「個性」の五つのテーマとして創り込みしたものです。この部分を平仮名にしたらかどうかの意見もありました。子どもへのメッセージ的なものと、個性や地域の絆で相互を認め合うということもテーマとなっています。すべてが短くまとまっており、わかりやすくなっています。言い回しを「〇〇しましょう」ではなく、「〇〇を」で止めているスタイルとしました。初めて触れる子どもたちには、大丈夫だと思いますが、現代の大人世代にはなじまないのかもしれない。しかし、慣れれば大丈夫ではないかと思っています。また、このスタイルは全国的に見ても珍しいのではないかと思っています。五つの文章は多いのではないかと思いましたが、一旦、審議会に出してみることにしました。

起草部会員； それでは、第3案、第4案については私の方から説明したいと思います。第3案の方は、旧村上市などに似たスタイルでまとめてあります。「一つ、〇〇～」というような形です。その前に、3行目のところ「～元気なまち」の次に「を」を入れてください。ミスプリントでした。この文章に出てくる言葉は他の案と同じものです。スタイルが変わっても中の文章は、2案であっても3案であってもおおむね意味は同じです。それぞれ好き嫌いはあると思いますが、個人差がありますので、色々な意見を聞かせてもらいたいと思います。

第4案は、第1案と同じように「人情のまち」と先に言うような出だしとしているものです。基本的には第3案を少しアレンジしたようなものです。最後に、先の方の説明でもありましたが、重複する言葉、「ニコニコ」「ワクワク」という言葉を取り入れたものが第4案になります。

会長； ありがとうございます。皆さんからご意見はありますか。

委員； 事前に資料を拝見させていただいたときに、原案から非常に良い言葉を使っていたら、よく調整されていると感じました。全部共通して呼びかけ調のスローガ的な言い方、「ひろげよう」とかと言っているわけですが、決して悪い意味ではなく、呼びかけスタイルにした経緯を聞かせてもらえたらと思うのですが。

起草部会長； 私の個人的な意見になるかもしれませんが、子どもたちが唱和できること

を考えると、投げかけるような形へと自然になっていったと思います。

起草部会員； 話の中で、自分自身が行動しなくてはならないという意見がある中で「○○します」というのは少し他人事のような言い方に感じます。「○○しましょう」、「○○しよう」という方が全体に向けて言っているような感じや、自分を含めて取り組み姿勢が感じられると思うのですが、そんな話が会議の中であったような気がします。

事務局； そのことについて、直接的に議論をしたことはありませんでした。起草部会では、いかに唱和されるかということに対して意識しておりました。「○○しましょう」というように、子どもたちが唱和したらどうなるかという部分だけは意識しておりましたので、自然の流れの中でだんだん投げかけるような言葉使いなくなりました。ただ、これが良いのか悪いのかという議論はしていません。

会長； よろしいですか。

委員； はい。そうであれば良かったと思いました。

会長； 教育長、何かありますか。

教育長； この箇条文の案について、実は学校教育課の中で指導主事を含めてアンケートを行いました。何も知らない人の感覚というのは大事だと思ったからです。人はどう感じるのだろうと思って聞いてみると、第1から第4案までの中で、第3案が3票、第4案が9票でした。第4案はわかりやすいのかなと感じました。ただ、「協働」と「支え合い」は同じじゃないかとか、「協働」という言葉を2度言っているとか、言葉自体はさらに練りが必要だと感じました。これは、あくまでも参考です。

会長； ほかに意見はないですか。

副会長； 私は、パッと見たときに倒置法で文章を作っているものがないなと思いました。何をしてもらいたいかがある先があるので、強いインパクトを感じます。しかし、文章のどこにも「村上市」という言葉が出てこないで、文章のどこかに「村上市」と入れたいなと思いました。内容はすごくいいと思いました。最後につける「絆を」とか「地域を」とかいう言葉について「を」という言葉はいらんと思います。その方が唱和しやすいと思います。

副市長； 私もいろいろ考えましたが、どれも良いと思いました。その中でも、個性的でわかりやすいのは第4案かなと思いました。私自身も「協働のまち」という部分で一番力を入れていますので、第4案が良いと思いました。ただ、「協働」という言葉が文中に2回も出てくるので、それはどうかなと思いました。第3案も良いと思いました。第2案は細かすぎてちょっとわかりにくいかなと思いました。

委員； 第4案がこの中では良いと思いました。言葉が重なっているところがありましたので、そこはどうかと思いました。

会長； アドバイザーの意見はどうだったのですか。

事務局； 起草部会の方には、全部言おうと思っておりましたが、それでは少しばかり説明します。アドバイザーの先生方からは、日本語の使い方について今と同じ

ような指摘を受けました。具体的に言えば、「絆をつなぐ」と言っているが、「絆」というものは最初からつながっているもので、「絆をつなぐ」というのは間違いだとか、「伝統を伝える」というが、「伝統」は伝わっているものであって、「伝える」ものではないとかと指摘を受けました。日本語としてあり得ない表現だということです。「伝統」は「守る」、「受け継ぐ」ものであって、「伝える」ものではない。言われてみれば「ああ、そうだ」と思うものばかりでした。また、倒置法については、倒置法を元に戻せば正しい日本語の文章になるはずだが、戻した言葉が、「地域をはばたこう」となって、このような言葉はない。正しい日本語ができていない。その他、細かいことは起草部会で検討させてもらいますが、ズバリ欲張りすぎではないかという指摘もありました。こんないっぱい盛り込んだら覚えられない。

また、唱和文はイメージすることが大切ですよという中、「〇〇のために」というと限定されてしまう。こうするとイメージが広がらない。そのようにご指摘を受けました。

アドバイザーの意見も皆さんの意見も同じように参考にしましょうということ、前回の審議会の中で確認したところでもあります。次回の審議会には案の一つにしてご提示したいと思っております。第4回の審議会でいろいろな意見を言われるより、第3回の審議会で多くの意見を出していただいて、その意見を飲み込んだ上で一つの案にまとめたいと思っておりますので、ますますご意見をくださるようお願いいたします。

会 長； ありがとうございます。アドバイザーから日本語の使い方を言われると「ああ、そうか」と思ってしまいます。私も案を見たときはどれもいいなと思うだけで、全然そんなことは思い浮かばなかった。

事務局； 正に学問ですね。先生のところに行ってきた者から一言はありますか。

事務局； アドバイザーの先生には、「思いやり」と「支え合い」という言葉で、「思いやり」の中に「支え合い」は入っていると開口一番言われました。たくさん皆さんの思いがあると思うが、そうやってどんどん一つの言葉の中に包含して行って、読み手や受け手がその言葉によってイメージを膨らませる、広げられるようにすることが大事なんだと言われました。それが市民憲章だと。そう言われて、「あぁーっ」と思わずうなずいてしまいました。

会 長； その他、箇条文について何かありますか。

委 員； 私が委員として来ている理由は、若いという面や自然環境という面からだと思います。文化という部分は自然環境から発生したところもあります。自然に関する部分をもう少し入れていただければ良いのではないかと思います。

起草部会員； 正直、さっきの補足ではないですが、「村上市」という言葉を入れる、入れないの論議はありました。市民憲章にはタイトルが「村上市市民憲章」と入るので、あえていらぬのではないかという意見もありました。

あと、起草部会は夜9時までの会議ですが、内容を揉んでいると議論が白熱して熱くなり、毎回9時30分を過ぎてしまいました。それでも決まらず、ホームワークになったり、次回に持ち越したりしてようやく今の形になりました。

今回出したものがこれまでのすべてです。また、皆さんに意見を出していただいて、起草部会で話をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(3) 後文及び全体を通してのご意見

会 長； それでは、箇条文に関することをいったん閉じて全体部分と後文についてお願いします。

事務局； 後文の方は私から説明をさせていただきます。資料1の1ページ、憲章文の全体説明というところがありますが、ここを交えて説明したいと思います。これまでの起草部会で話が出たのは、前文については村上市のまちの様子や自然を書くべきだということになりました。これは先に説明のあったとおりだと思います。前文はある程度ウエイトを置いて文章を作りました。箇条文については、唱和する部分という理解がありました。この部分は、私たちの行動指針になる部分だということで作り込みを始めました。そうしていったところ、私たちが行動していけば最後にはどうなるのだろうということになり、最後にどうなるという部分が必要だろうと起草部会で話がありました。箇条文では補いきれない部分を後文にまとめて置いたらどうだろうとアイデアが出てきました。したがって、現段階では、前文、箇条文、後文がそれぞれあります。前回の起草部会では、箇条文の中に後文の内容が入れば後文自体がいらないとの話がありました。同じことを何度も繰り返してもしょうがない。したがって、箇条文によっては、後文がなくなる可能性もあります。現段階での後文はこのようなものがありますと例示したというだけになっています。

会 長； はい、ありがとうございました。全体や後文のことについて皆さんから何かございますか。

副市長； 箇条文との関係で何かしっくりこないような気がします。

会 長； 確かに、同じようなことを言っただけでは変です。そのことについては、起草部会でもう少し揉んでいただいて、最終的に付ける、付けないを検討してください。

事務局； アドバイザーからは必要性を再検討してくださいと言われてきました。今ほど皆さんから言われた意見そのものです。また、全体を通しておもしろい意見もありまして、村上らしさを表現するときに、「訛り（なまり）」を入れてはどうかとの意見もありました。個人的には、この地域の訛りは地区によってだいぶ違うと思います。どれが標準的な訛りなのかがわかりません。村上と山北の言葉も違いがありますし、村上地区の中ですら違いがあります。要は、村上市らしさをよく考えなさいというご指摘だと思います。起草部会には、原文をお示ししたいと思います。

会 長； アドバイスしていただけるのはありがたいです。複雑な気持ちになる意見もありますが、きっと起草部会の方で最終原案ができると信じています。

委 員； アドバイザーは学識のある方だと思いますがどんな方でしょうか。

事務局； すみません。まだ正式にご紹介しておりませんでした。

委 員； では、紹介いただく前に言わせてもらいます。人の意見にあれこれというの

は意外と簡単なものだと思うのです。アドバイザーの国語的な指摘についてはもっともだと思いますが、起草部会での白熱した議論をふまえて、アドバイザーの意見に臆することなく取り組んでもらいたいと思うのです。

事務局； アドバイザーをお願いしたのは正に国語的におかしい部分など気付かないことについて指摘してもらうためです。「絆をつなぐ」という言葉は、何がおかしいのかと思いましたが。そうしたことで、アドバイザーを入れたというところは大きいのです。だからと言って、アドバイザーの意見を聞くためにアドバイザーがいるわけではありません。

委員； 初めは黙っていらって、アドバイザーに同席してもらえばどうですか。

事務局； たぶん黙ってられないと思います。また、アドバイザーの意見に対し、委員が自由にしゃべれなくなるのではないかと思います。

委員； 一緒にいない方がいい。

事務局； アドバイザーの先生には、言われたとおりにできないかもしれませんが、ポイントポイントについて参考意見としてお願いしますと言っております。

会長； きっと皆さんの中に思いがたくさんあって、言葉があふれてしまうことと思います。

事務局； 今後、パブリックコメントもあります。パブリックコメントに寄せられた意見に対しては、このように考えると回答を出していかなければなりません。自分たちはこのようにとしっかり自分たちの考え方を持つことが重要だと思います。今、アドバイザーに言われたことや皆さんから寄せられた意見に対して、考えや意見をしっかり持つことは、今後のパブリックコメントや市議会への説明をしていく際に、さまざまな質問をされたときでもきちんと答えられるというスタンスを作ることに繋がると思います。

それでは、アドバイザーの先生方のご紹介をします。まず、長谷川勲先生です。先生は全国市民憲章文を作る際の起草委員長を務められた方です。次に、前荒川町教育長で荒川公民館長の小川勲先生です。平成22年に村上市の木・花・鳥を選定したとき、市民憲章のために新市につないでほしい言葉というものをまとめていただきました。その審議会の会長であった方です。もう一人は、鈴木富夫先生です。講談社の編集局長等を歴任され、現在朝日地区で「けあきぶんこ」という塾を開設しています。本を読む学習塾のようなものです。多忙な方で、月に10日ほど村上市に来られます。とてもユニークな方で、前の2人が教員なのに対し、純民間の方で、そうした視点を持っておられます。以上、いろいろなジャンルの方に見てもらっています。

また、起草部会では、何か言われても良いように考え方はきちんとしたいと思います。

(4) 全体スケジュールの変更について

会長； それでは次に全体スケジュールについて事務局からお願いします。

事務局； それでは説明をいたします。別紙のA3サイズの資料をご覧ください。毎回審議会のたびにスケジュールの説明をされていて心苦しいところです。今回が第

3回の審議会になります。この後、21日に起草部会になります。図にアドバイザーの意見とありますが、すでにたっぷりいただいております。今日いただいた皆様からのご意見と合わせて起草部会に諮ることとなります。起草部会で市民憲章の案の決定を受けまして、予定どおりにいきますと次に審議会となります。ここで素案の決定を受けると、パブリックコメントへと移っていきます。パブリックコメントと同時にアドバイザーにも日本語の表記などのチェックをしてもらいます。パブリックコメントはおおむね20日間を考慮しており、9月17日から10月6日まで、6日は日曜日ですが、この期間を考えています。広報で予告し、主にホームページで閲覧できるようにします。この後、パブリックコメントの質疑に対する返答なども合わせた上で、審議会で答申案の決定をしたいと思っております。第4回と第5回審議会で決定内容の違いは、第4回はパブリックコメントに出すまでの素案の段階、第5回は答申案という最終段階での決定ということになると思います。答申については今のところ10月29日に答申するという事で時間は日中になります。答申案を市長にお渡しするセレモニーもありますので、日中の会議となってしまいます。10月15日に第5回、10月29日に第6回審議会となりますが、このあたりでまちづくり条例に移っていきますし、市民憲章が決まると皆さんにどうやって市民憲章を広めていくかという、普及啓発事業の審議があります。この辺については、事務局も考えますので、皆さんにもアイデアを絞ってもらいたいと思います。

それから左側の（仮称）まちづくり条例の方ですが、市民憲章を核として、庁舎内に原案を検討するような会を作りまして検討した後に、皆さんから意見をいただくようにしたいと思っております。また、市民憲章については12月議会に提案し、まちづくり条例については3月議会に提案したいと思っております。少しスケジュールがきつくなってきましたが、今のところこのように予定を考えています。

それから、皆さんにご提案なのですが、パブリックコメントの際に質問が出ると、必ずそれに対する回答をしなければならないのですが、この質問がどのようなものが来るのかわかりません。審議会を開いて、質問の内容を一つひとつ検討していくのは大変だと感じています。そこで、会長、副会長、起草部会長さんに集まってもらい、質問に対する意見の検討会を行いたいと思っております。これはあくまでも事務局の案です。以上となります。

会 長； はい、ありがとうございました。ご質問やご意見はありますか。

事 務 局； 先ほどの説明の補足をさせていただきます。

まちづくり条例と市民憲章についてなのですが、行政内部では市民憲章だけでもいいという意見もありましたが、両者の趣旨は同じものです。ただ、条例になると行政の責務とか、市民の心がけなどが条文の中に盛り込まれます。今ほどの説明の中で、市民憲章が核となると言いましたが、市民憲章の文章が入るわけではありません。この市民憲章を達成するために市民は何をするか、行政は何をするか、何を心がけるかというものがまちづくり条例の中に入ります。全国的に見ても、まちづくり条例はほとんど同じスタイルで似通っていま

す。あくまで市民憲章の考えを実行するための行動指針であり、市の憲法のように基本的なものを条例化してきちんと整理するというものです。条例の名称はまだ決まっておきませんので、仮称となっています。

また、普及啓発事業についても頭の痛いところでありまして、以前、市民憲章の普及啓発事業で配布した「下敷き」を見たことがないというあのショッキングな発言から離れられないのですが、できたら次回の審議会9月2日までに今までやってきた例を調べ、皆さんにお示しすることとしたいと思います。今後の予算要求のこともありますので、早めに固めたいと思っています。

会 長； 皆さんから他にご質問はありませんか。

5. その他

会 長； その他について、事務局からはありますか。

事 務 局； 懇親会の話を見せてもらいたいと思いますがよろしいでしょうか。

10月29日答申予定となっていますが、この日は日中の午後から会議となります。その後、夕方から懇親会を開催したいと思っています。ちょうど一部答申のあるときで、会の中間的な締めの日になると思います。

会 長； 事務局と話をしている、当初は夏にという話でしたが、スケジュールがなかなかタイトで日が取れないということとなり、今話が合ったように一段落になるのではないかと思います。山北からの委員もいますので、できるだけ皆さんが参加できるようになればと思います。

委 員； 慣れているので、山北からということは気にしないでください。

事 務 局； 今から日程をお出しするのは、お勤めされている方もいますので、休みのシフトが早めに取りればという意味もあります。

副 会 長； 大変申し訳ありませんが、29日は介護高齢課の業務も入っていますし、夜の方も予定が入っているので出られそうになりません。残念ながらダメですね。

会 長； 他に何かありますか。皆さんよろしいでしょうか。それでは最後に副会長から閉会の挨拶をお願いします。

副 会 長； 皆さんお疲れ様でした。梅雨が明けたと思ったら、とても暑い日が続いています。起草部会の方ががんばっていただいて、すごく素敵な文章ができあがったと思っています。自信をもって市民の方にご提示できると思います。アドバイザーの意見はありますが、審議会の中でこれだけの文章ができたことを思うとうれしく思います。これから、起草部会の方にはまた大変な思いをしてもらうことと思いますが、次はもう少しコンパクトになってくるのかなと期待しています。皆さん本当にご苦労様でした。

6. 閉会 (21:00)

第3回村上市市民憲章等審議会



起草部会からこれまでの議論の内容や案についての報告がありました。委員からは、とても良い印象であるとの評価をいただきました。



アドバイザーの先生方から厳しい意見や指摘のある中、委員からは自信をもってやりましょうという力強い意見もありました。所々に委員全員で大笑いするような場面もあり、大変和やかに会議を終えました。